



## 「シニア世代(50代)の新規就農者に向けた農業研修支援事業第3回募集」のご案内

シニア世代の新規就農希望者(50歳以上60歳未満)に対して行う就農に必要な農業技術や知識に係わる研修を助成する「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」に参加する研修機関を募集します。(詳細は、下記の助成内容を参照)

なお、第3回募集より、研修機関として「農業を営む事業体(個人農業者、農業法人)」が加わりました。

当事業に参加をご希望される場合は、先ずは熊本県農業会議に電話相談の上、インターネットを通じて募集要領・応募申請様式を入手の上、必要事項を記載し、8月21日(金)必着でご提出下さい。

### 助成内容

#### 【事業に参加可能な研修機関】(下線部が第3回募集より追加)

- (1) 県(農業大学校を含む)、市町村、JA連合会、JA、公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人が運営する組織。又はこれらのいずれかを構成員に含む協議会組織。
- (2) 就農希望者に対して、就農に向けて必要な農業技術や知識等を習得させる為に適切な研修を行う事ができると、県等が認めた農業を営む事業体(個人事業主、農業法人)。

#### 【助成額】

#### 研修生1人あたり、下記の助成期間を通じて最大120万円

※以下(1)+(2)で最大120万円。以下(2)を請求しない場合、(1)のみで120万円の請求をする事も可。

#### 【助成期間】最長6ヶ月(2020年10月1日～2021年3月31日)

#### 【助成額内訳】

#### (1) 研修指導経費助成 最大120万円

農業を営む事業体の研修指導者がシニア世代の研修生に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための指導を行う事に対して「指導謝金」(1人の研修指導者毎に1時間当たり2,400円)等を助成します。

#### (2) 研修実施事務費助成 最大12万円

研修実施のために直接必要となる事務費用の一部を助成します。

※注\_(1)のみで120万円の申請でも、(1)+(2)で120万円の申請でも可。

(対象事務費用の内訳)

- ①研修機関が研修実施するために雇用した者に支払う実働に応じた単価。
- ②研修実施のための専門知識提供、資料収集・整理、事務補助等の協力者に対して支払う謝金。
- ③研修実施のための資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等に掛かる旅費。
- ④研修実施のための取得価格5万円未満の消耗品費。
- ⑤研修実施のための会議資料等の印刷製本費。
- ⑥研修実施のための電話代、郵送料等の通信運搬費。
- ⑦研修実施のためのパソコン、教育機材等の使用料及び賃借料。等



#### 第3回募集・研修期間

[募集期間] 2020年7月28日(火)～8月21日(金)必着(消印有効ではないため要注意)

[研修期間] 2020年10月1日(木)～2021年3月31日

[最終審査] 2020年9月28日(月)(予定)

※第3回募集の結果を受けて、予算の残り状況により、第4回(9月中旬～10月中旬募集、12月～3月研修)の追加募集の可能性もあります。

# 事業参加にあたっての主要な要件

## 【研修機関等の主要な要件】

必ず、募集要領にて  
詳細をご確認下さい。

※下線部が第3回募集から追加。

ア 事業に参加出来る研修機関は、下記のいずれかとする。

(1) 県(農業大学校を含む)、市町村、JA連合会、JA、公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人が運営する組織。又はこれらのいずれかを構成員に含む協議会組織。

(2) 就農希望者を就農に向けて必要な農業技術や知識等を習得させる為に適切な研修を行うことができる、県等が認めた農業を営む事業体(個人事業主、農業法人)。

イ 就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う事が出来ること。

ウ 研修生に十分な指導が出来る農業経験5年以上の研修指導者を置くこと。研修指導者は、研修機関の職員又は構成員とする。

エ 研修生1人当たり助成期間を通じて、50時間以上の研修時間を確保すること。

オ 研修期間中は研修生に傷害保険等に加入させよう努めること。



## 【研修生の主要な要件】

ア 強い就農意欲を有し、研修開始時点で50歳以上、60歳未満の者。

※雇用契約の有無は問わない。

「雇用契約無」は研修生(無報酬)でも可。「雇用契約有」は有期雇用でも無期雇用(正社員)でも可。

但し、雇用契約有の場合は、研修開始時点で雇用期間が12ヶ月未満の者に限る。

イ 研修終了後1年以内に①独立・自営就農又は②親元就農又は③雇用就農すること。

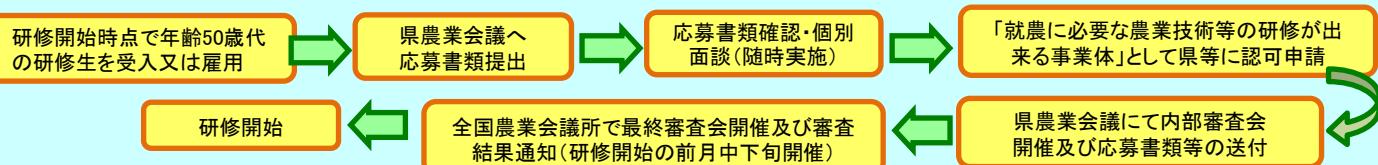
ウ 「独立・自営就農」する場合は、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受ける意志があること。

エ 「親元就農」する場合は、①家族経営協定を結び研修生の責任や役割を明確にすること。研修終了後5年以内に②認定新規就農者の認定を受ける意志があること、③当該経営を継承する又は法人化し、共同経営者になる意志があること。

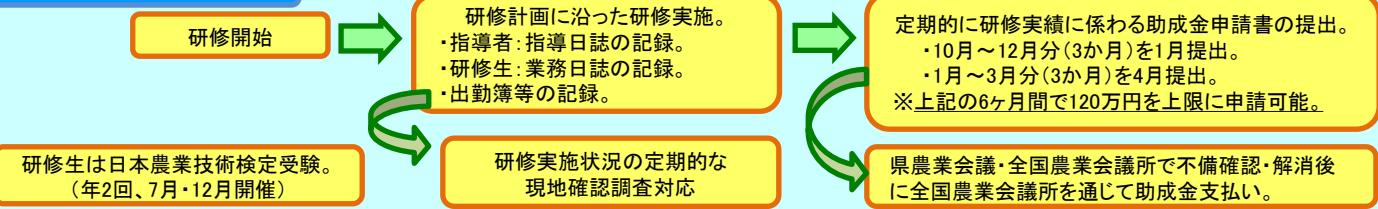
オ 雇用就農する場合は、期間の定めのない雇用契約を締結する意志があること。

カ 過去の農業経験が5年以内の者。

## 応募申請の流れ



## 研修開始後の流れ



お問い合わせ先 「(一社)熊本県農業会議」(岩崎、出田)へ

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁内 TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

シニア世代の新規就農 全国新規就農相談センター

検索



← 「募集要領」、「応募申請様式」は左記で入手下さい。

※募集情報HP <https://www.be-farmer.jp/service/senior/>

募集情報QR CODE